

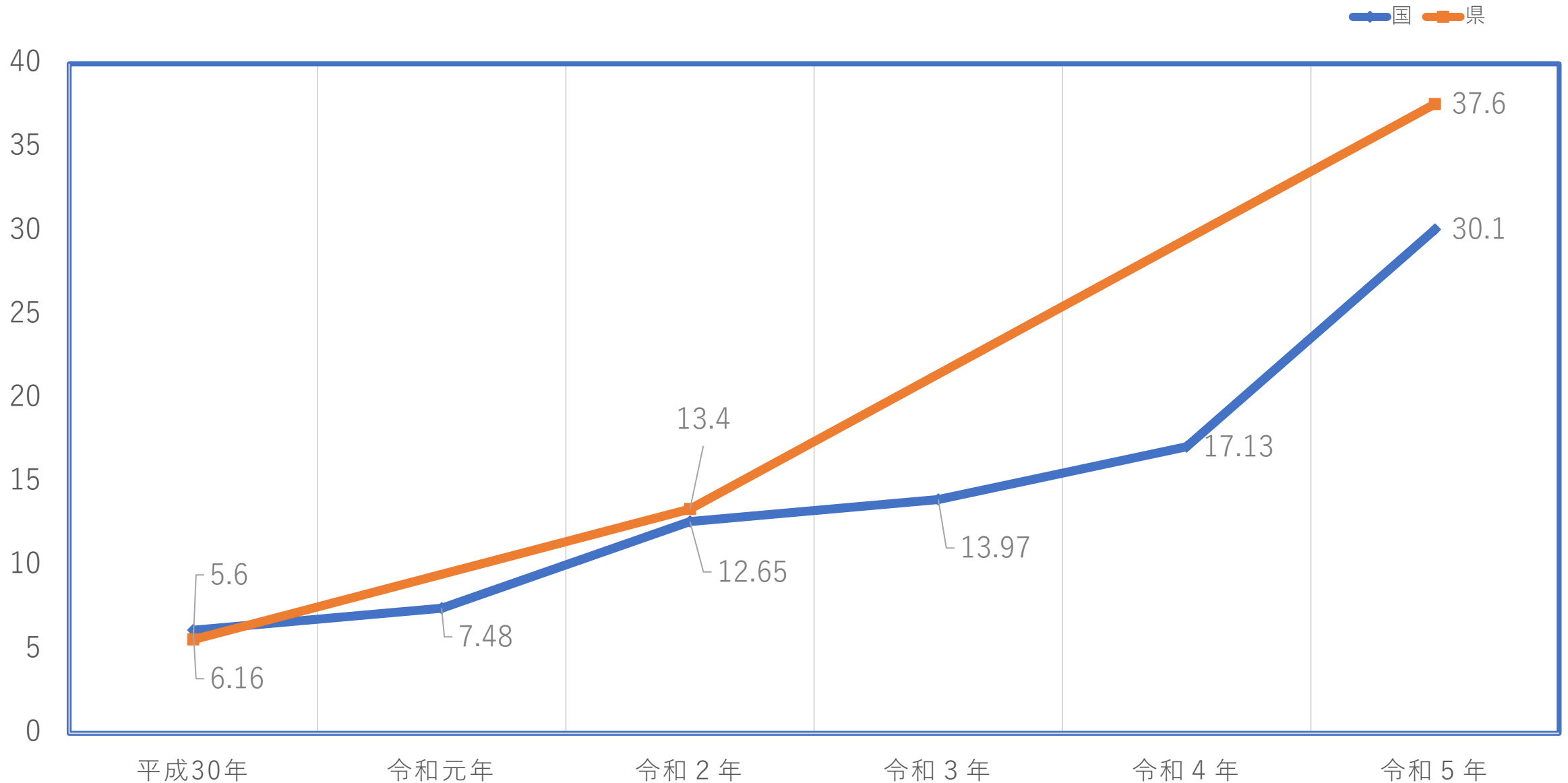
鳥取県における男性育休取得促進の取組について



地域みんなで子育て応援！

シン・子育て王国 とっとり

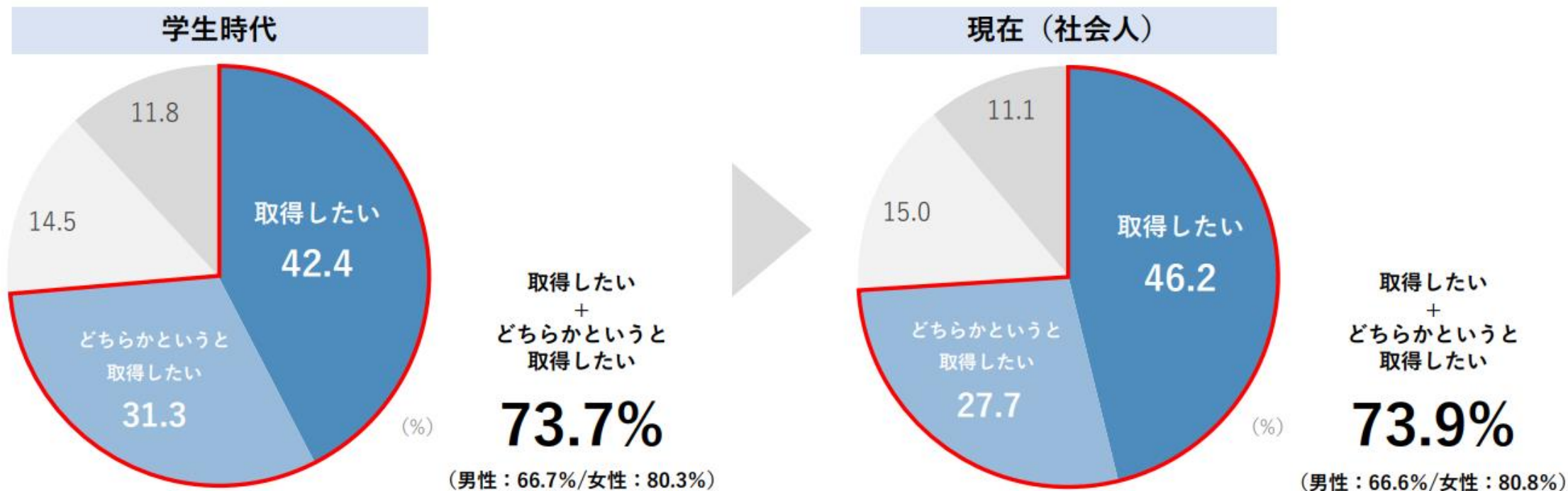
民間企業における男性職員の育児休業取得状況について



若年社会人の育休取得意向は、「学生時代：73.7%」、「現在：73.9%」といずれも7割以上。

■あなたは、ご自身で育休をどの程度取得したいと思いますか。

■取得したい ■どちらかという取得したい ■どちらかという取得したくない ■取得したくない

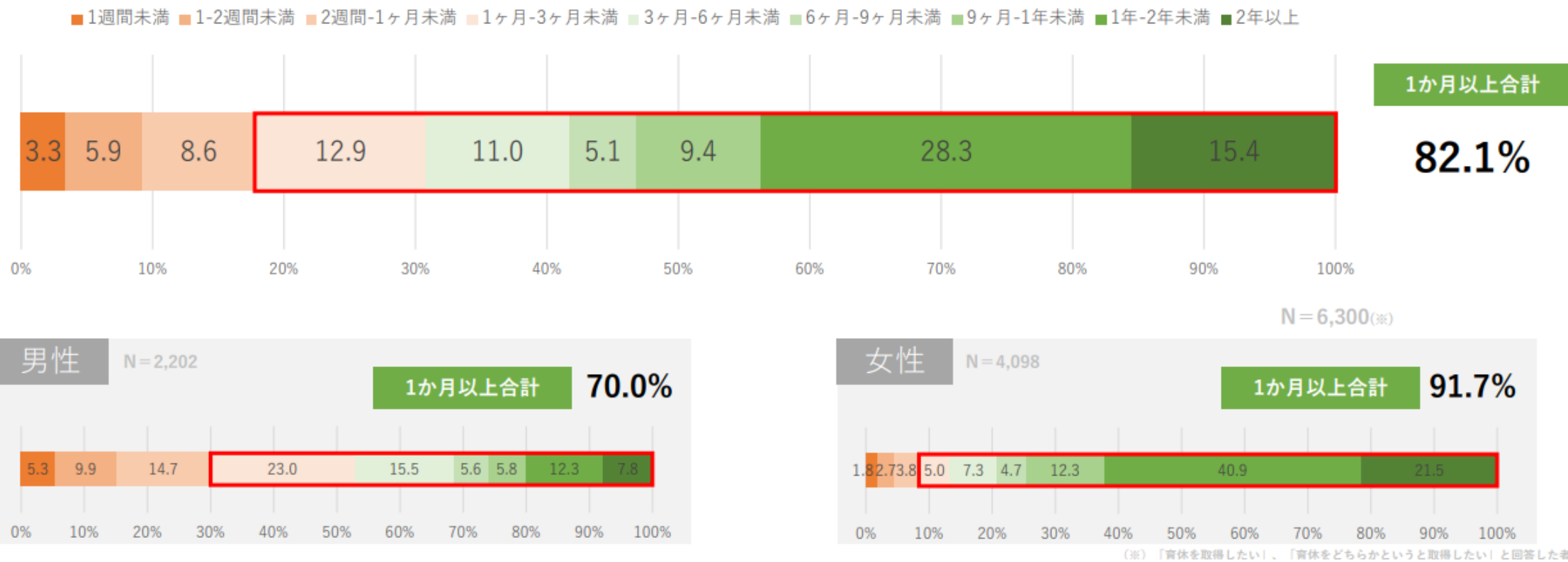


N = 8,350

※令和7年度厚労省共育（トモイク）プロジェクト
「若年層における仕事と育児の両立に関する意識調査（速報）」より

若年社会人の約8割が1か月以上の育休取得を希望。 男性は、70.0%が1か月以上の育休取得を希望。

■あなたは、ご自身で育休をどの程度取得したいと思いますか。

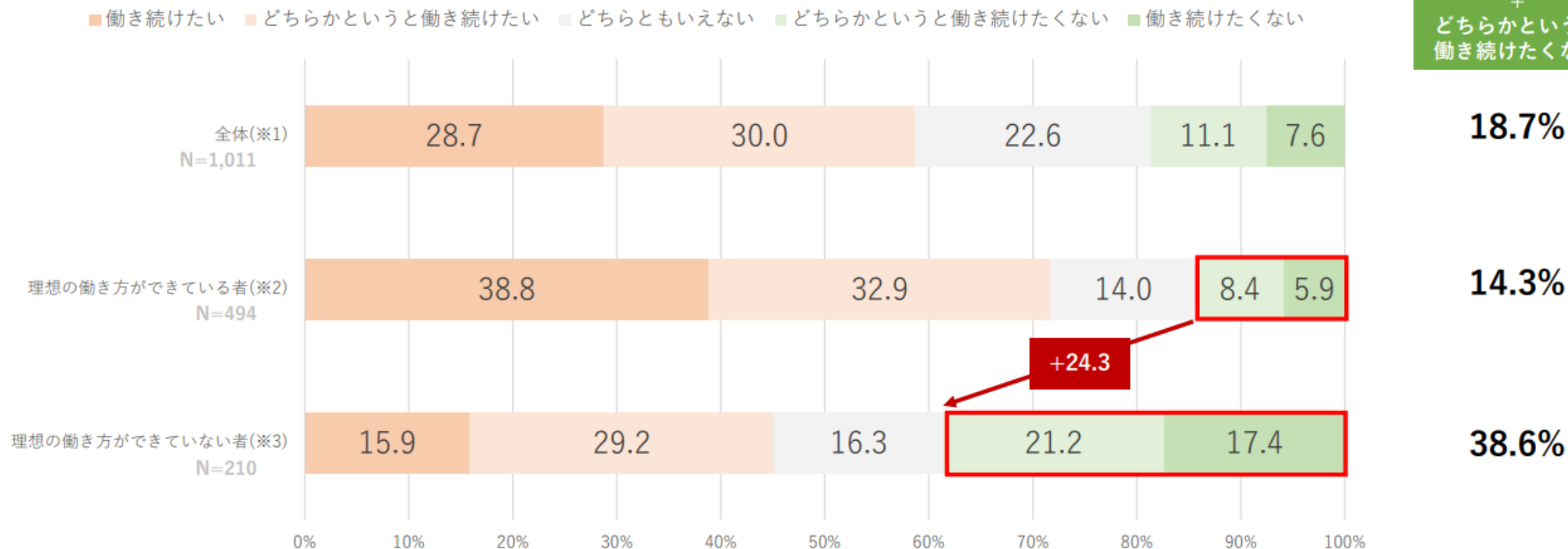


※令和7年度厚労省共育（トモイク）プロジェクト
「若年層における仕事と育児の両立に関する意識調査（速報）」より

理想の働き方ができていない若年社会人は、 理想の働き方ができている若年社会人に比べて、 子育て期間における離職意向が24.3ポイント高い。

■ 子供を授かった後の期間で、あなたはどの程度今の職場で働き続けたいと考えていますか。

働き続けたくない
+
どちらかという
と働き続けたくない



(※1) 結婚や子育て意向のある社会人1-5年目の者

(※2) ※1のうち、「理想の働き方ができている」、「どちらかという理想の働き方ができている」と回答した者

(※3) ※1のうち、「理想の働き方ができていない」、「どちらかという理想の働き方ができていない」と回答した者

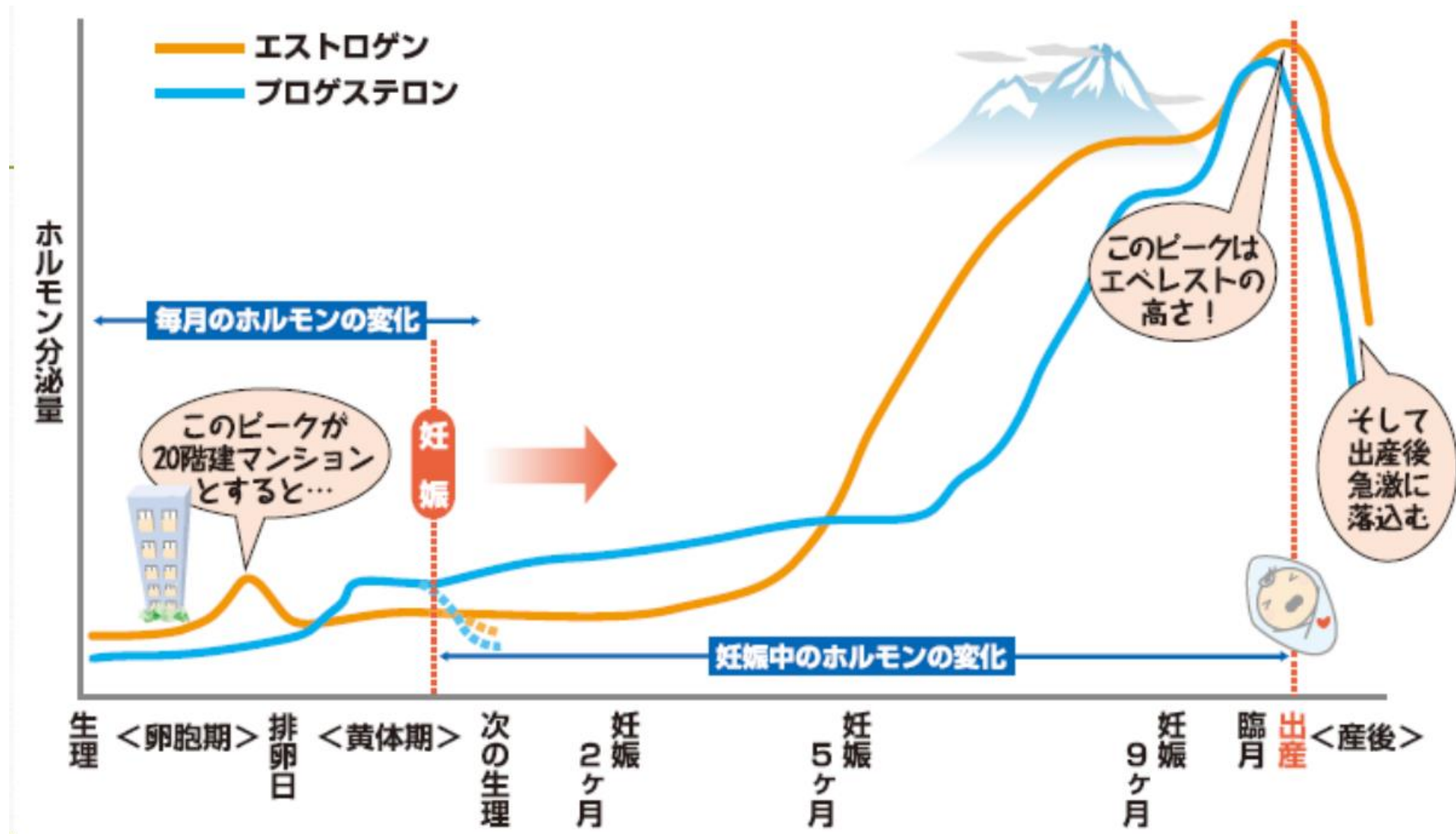
※令和7年度厚労省共育（トモイク）プロジェクト
「若年層における仕事と育児の両立に関する意識調査（速報）」より

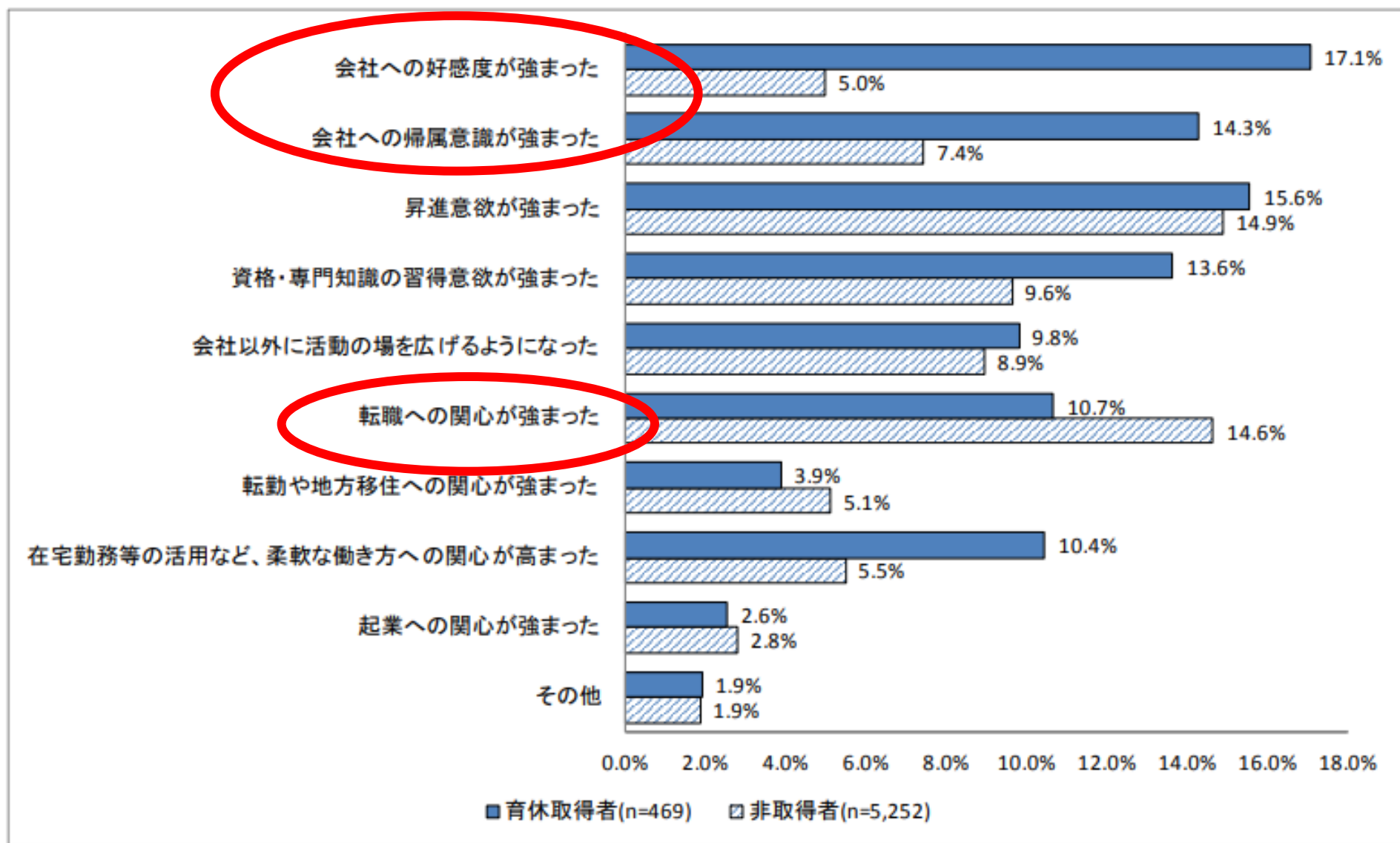


トモイワプロジェクト

職場も家庭も、脱ワンオペ。

通常時のホルモンの変化と妊娠中のホルモンの変化





出典：内閣府調査「男性の育児休業取得が働き方、家事・育児参画、夫婦関係等を与える影響」（2017年）



従業員に育休を取得させたときに
利用できる支援制度は…？

国・県での育休取得支援の取組①

育休取得前

国/
労働局

両立支援助成金

●出生時両立支援 コース

男性従業員の育児休業
取得

→ 1人目20万円
(2,3人目10万円)

※男性の育休取得率向
上の場合60万円

●育児休業等支援 コース

事前に面談等を行い
従業員が育休取得し
た際に30万円

育児休業取得期間

国/
労働局

両立支援助成金

●育休中等業務代替支援コース

- ・育児休業取得者の業務代替者への手当支給：最大140万円
- ・新規で代替要員を雇用（派遣受入）：最大67.5万円

県/
子育て

※育休取得者が**男性**の場合は、こちらの奨励金も
利用できます

シン・子育て王国とっとり 男性育休取得応援奨励金

※両立支援助成金（国）の
制度と併用可能です。

- 育休取得者の代替人員の確保（上限144万円/1社）
- 育休取得者の同僚への手当金の支給（上限24万円/1社）

企業のファミリーサポート休暇等取得促進奨励金

- 企業が男性職員に「育児参加休暇（有給）」、「子の看護
休暇（有給）」を取得させた場合にそれぞれ10万円支給

育休取得後

国/
労働局

両立支援助成金

●育児休業等支援コース

育休から円滑に復職するサポートをした
場合に30万円

県/
県民

※育休取得者が**女性**の場合は、
こちらの奨励金も利用できます

鳥取県女性活躍に取り組む企業 支援補助金

育児休業中の女性従業員の代替職員の継
続雇用した場合に月額10万円（連続3か
月まで）

国・県での育休取得支援の取組②

国/
労働局

●相談サポート

- ・ 下記の内容についての支援（相談対応）をしています。
 - ▶ 育休に関する就業規則の整備について
 - ▶ 育休取得しやすい雰囲気・職場環境づくりの取組について
- ・ 育休取得を言い出しやすい職場環境をつくるために、事業主の義務であるハラスメント防止措置について内容と必要な対応を案内しています。

県/
雇用・県民

●社会保険労務士の派遣

- ・ 就業規則の整備について、社会保険労務士による助言・伴走支援を**無償**で行っています。
- ・ **くるみん取得に必要な取組**について、希望する事業者に対し、社会保険労務士等を派遣し支援します。

※この他に国、県では随時、育休取得に関する個別相談会、セミナーを開催しています。

3ステップで学ぶ

企業価値向上・人材確保 のための 男性育休実践セミナー

「男性従業員に育休を取得させたいが、どうすればよいかわからない…」
こんなお悩みはありませんか？



本セミナーでは、企業価値向上や人材確保につながる男性育休の
実践方法を、社労士等のアドバイスを交えながら3ステップで学びます



STEP1: 制度・基礎編

日時 2025年 9/26(金) 13:30~16:00

対象 鳥取県内中小企業の経営者・人事担当者等

参加費 無料 開催方法 オンライン(Zoom)

定員 20社 申込期限 9月19日(金)

※本セミナーは参加企業間で意見交換を行うグループディスカッションや、社労士等へのグループ相談の時間があります
※カメラとマイクをオンにして、ディスカッションできる環境からご参加ください

※上記日時での参加が難しい企業には、後日オンデマンド配信及び社労士等による個別相談をご案内します



【講師】 やまうち りか
山内 里佳氏 山内社会保険労務士事務所 代表
特定社会保険労務士

(厚生労働省委託事業: 中央仕事と家庭の両立支援プランナー)

労務管理・社会保険・労働関係法令の実務に精通し、多くの企業・行政・団体への支援を行う一方、
「育児・介護・病欠治療と仕事の両立支援」「女性活躍推進」「働き方改革」「同一労働同一賃金」
「ハラスメント対策」「職務評価制度」など、幅広いテーマで各種セミナー講師として全国で活躍中。
現場のリアルな課題に寄り添いながら、法令と実務をつなぐ実践的な講義が好評を博している。

本セミナーは《全3回》の連続講座です

1回だけの受講も可能ですが、セミナー受講効果を高めるため、可能な限り

STEP2・3と併せて受講してください

各回の詳細は裏面へ

3回連続受講を通じて 男性育休の取組を
採用等企業PR、人材定着につなげる手法 を学べます

STEP1: 制度・基礎編

2025.
9.26 (金)
13:30-16:00

3ステップ
で構成

本セミナーのポイント

チェックリストで
課題分析



参加企業同士の
意見交換と
社労士等による
アドバイス



〈男性育休取得促進が人材確保に有効な理由とは〉

- ①令和3年/令和6年育児・介護休業法改正ポイント解説
- ②一般事業主行動計画の策定/くるみん認定のメリット
- ③自社の男性育休取得促進の現状把握と課題分析
- ④グループディスカッション/社労士等からのアドバイス



自社に持ち帰って… 自社課題の整理と取組検討

STEP2: 運用・風土改革編

2025.
10.14 (火)
13:30-16:00

〈男性育休取得促進のつまづきポイント解消法〉

- ・経営層・従業員の意識改革の研修事例
- ・業務の属人化解消/チーム制の導入
- ・男性育休を取得しやすい計画策定支援/助成金活用法 など



自社に持ち帰って…
自社制度・業務引継体制の見直し等、具体的なアクションへ!

STEP3: 企業価値向上・人材確保編

2025.
11.12 (水)
13:30-16:00

〈男性育休を採用PR・人材定着に活かす方法〉

- ・中小企業が「少ない予算で」採用力を上げるには
- ・鳥取県の認証制度をホームページ/採用に活用する方法
- ・くるみん認定取得企業や人材定着の好事例企業紹介 など

9月上旬
申込開始予定

10月上旬
申込開始予定



子育てサポート企業の証



「くるみん認定」を目指しませんか？

今なら社会保険労務士が**無料**でお手伝いします！



「くるみん認定」とは？

「くるみん認定」は、仕事と育児を両立できる勤務制度について一定の基準を満たした企業に対して厚生労働大臣が認定する「子育てサポート企業」の証です。
「くるみん認定」を取得するためには、次世代育成支援対策推進法上の「**一般事業主行動計画**」で**一定の基準以上の目標設定とその達成が必要**です。

- 本事業で社会保険労務士ができること
- ★ くるみん認定の申請に必要な書類作成を支援します
 - ★ 自社がくるみん認定基準を満たしているか確認します
 - ★ 自社の一般事業主行動計画の策定・改定を支援します

種別	主な要件
プラチナくるみん	男性の育休取得率 30%以上、女性の産後在職率90%以上等
くるみん	男性の育休取得率 10%以上等
トライくるみん	男性の育休取得率 7%以上等

※ 不妊治療と仕事の両立環境を整えると「プラス」認定を取得可能。

「くるみん認定」のメリット



全国に子育てサポート企業としてPRするチャンス！

1 企業イメージの向上・人材確保に効果的です

くるみんマークを求人サイトや広告等に掲載することで、子育て支援に積極的で長く働きやすい環境が整備されている企業として、学生や求職者、顧客等に広くPRでき、優秀な若い人材の確保・定着に効果が期待できます。

2 「くるみん助成金」を受けられます

くるみん認定・プラチナくるみん認定を受けた中小企業は、「中小企業子ども・子育て支援環境整備助成事業」で生活と仕事の両立が図られるために必要な雇用環境整備に係る経費の助成を受けられます。

3 公共調達における加点評価を受けられます

総合評価方式やプロポーザルによる公共調達で、くるみん認定・プラチナくるみん認定を受けた企業は加点評価を受けることができます。県の公共工事の入札でも経営事項審査の加点要件となっています。



実施期間 令和7年4月 から令和8年3月19日(木)まで



募集期限 令和8年3月16日(月)

限定15社

※ 後期期間のお申込みの場合は、ご希望の支援内容に沿えないことがありますので、お早めにお申し込みください。

ステップ
1

申込み



とっとり電子申請サービスで、企業名、代表者、担当者、支援を受けたい内容等を入力してお申込みください。☞☞☞



ステップ
2

専門家の選定



本業務の受託者（鳥取県社会保険労務士会）が、派遣する社会保険労務士の選定を行います。

ステップ
3

専門家の無料支援



申込企業の取組状況に応じて一般事業主行動計画の策定や情報提供を行います。（5回程度まで）

※ 専門家にお支払いする謝金、旅費等は県が負担します。